



山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外 (20)

目 次

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程.....	3
病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程.....	4
山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程.....	5
山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程.....	6
山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程.....	同
山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....	同
山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	7
山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程.....	同

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の表山形県立中央病院の項中 「

RI室

」 を 「

RI室
放射線治療室

」 に、

「用度係」を「用度係、情報企画係」に改め、「情報企画係、」を削り、同表山形県立河北病院の項中

「

理学療法科

」 を 「

リハビリテーション室

」 に、

「

病歴管理室	病歴管理係
-------	-------

」 を

	病歴管理室	病歴管理係	に改める。
	化学療法室		

第13条の表事務部の項及び第16条の表事務部の項中「用度係」を「用度係、情報企画係」に改め、「情報企画係、」を削る。

第17条第1項の表室長の項中「並びに」を「(放射線治療室を除く。)並びに」に改め、同条第3項の表副主任医療相談員の項を削り、同表業務名を冠する主査の項中「課長等」を「課長」に改め、同条第4項の表中

職	職 務	を
---	-----	---

職	職 務	に改め、同表看護助手の項を削る。
主任 巡 視	上司の命を受けて庁内の警備及び保全業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程)

2 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中

ク リ ー ニ ン グ 師	がん・生活習慣病センタークリーニング師	を
看 護 助 手	がん・生活習慣病センター看護助手	

ク リ ー ニ ン グ 師	がん・生活習慣病センタークリーニング師	に改め、同表がん・生活習慣病セン
---------------	---------------------	------------------

ターの項中	電 気 技 術 員	中央病院電気技術員及び救命救急センター電気技術員	を
	看 護 助 手	中央病院看護助手	

電 気 技 術 員	中央病院電気技術員及び救命救急センター電気技術員	に、
-----------	--------------------------	----

調 理 師	中央病院調理師及び救命救急センター調理師	を
-------	----------------------	---

調 理 師	中央病院調理師及び救命救急センター調理師	に改め、同表救命救急センターの項
主 任 巡 視	中央病院主任巡視	

中

電 気 技 術 員	中央病院電気技術員
看 護 助 手	中央病院看護助手及びがん・生活習慣病センター看護助手

を

電 気 技 術 員	中央病院電気技術員
-----------	-----------

に、

調 理 師	中央病院調理師及び救命救急センター調理師
-------	----------------------

を



調 理 師	中央病院調理師及び救命救急センター調理師
主 任 巡 視	中央病院主任巡視



に改める。

(山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程)

3 山形県病院事業局財務規程(平成15年3月県病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1費用勘定の項の表中「巡視、看護助手等」を「巡視等」に改める。

(山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程)

4 山形県病院事業局被服貸与規程(平成15年3月県病院事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表病院の項中

看 護 助 手	三角巾	2	1	女子に限る。
	看護衣又は看護ズボン	4	2	
	作業白衣	4	2	男子に限る。
	予防衣	4	2	女子に限る。
	看護ぐつ	2	1	
営繕業務に従事する 技 術 手	作業服	2	3	
	作業ぐつ	1	2	

を

営繕業務に従事する 技 術 手	作業服	2	3	
	作業ぐつ	1	2	

に改める。

(山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程)

5 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「看護助手及び」を削る。

別表第2第1項中「(8) 看護助手」を削り、同表第2項中「看護助手」を「削除」に改め、「(2) 及び」を削る。

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務委任規程(平成15年3月県病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 児童手当法(昭和46年法律第73号)附則第6条第1項、附則第7条第1項及び附則第8条第1項に規定する給付については、当該給付を児童手当とみなして、第3条第7号の規定を適用する。



山形県病院事業管理規程第5号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県病院事業管理者 安孫子 昂也

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中

救命救急センター薬剤主査	を	
がん・生活習慣病センター薬剤主査及び救命救急センター薬剤主査	に、	
薬 剤 師	がん・生活習慣病センター薬剤師及び救命救急センター薬剤師	を
薬 剤 師	がん・生活習慣病センター薬剤師及び救命救急センター薬剤師	に、
診 療 放 射 線 主 査	がん・生活習慣病センター診療放射線主査	
臨 床 検 査 専 門 員	がん・生活習慣病センター臨床検査専門員	を
臨 床 検 査 専 門 員	がん・生活習慣病センター臨床検査専門員	に改め、同表がん・生活習慣病センタ
臨 床 検 査 主 査	がん・生活習慣病センター臨床検査主査及び救命救急センター臨床検査主査	
一の項中	中央病院臨床検査主査	を
中央病院臨床検査主査及び救命救急センター臨床検査主査	に、	
臨 床 工 学 技 士	中央病院臨床工学技士及び救命救急センター臨床工学技士	を
臨 床 工 学 技 士	中央病院臨床工学技士及び救命救急センター臨床工学技士	に、
栄 養 給 食 主 査	中央病院栄養給食主査	
診 療 情 報 管 理 士	中央病院診療情報管理士	を

診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
主任電気技術員	中央病院主任電気技術員

に改め、同表救命救急センターの項

中 「中央病院薬剤主査」 を

「中央病院薬剤主査及びがん・生活習慣病センター薬剤主査」 に、

診療放射線専門員	中央病院診療放射線専門員
----------	--------------

を

診療放射線専門員	中央病院診療放射線専門員
診療放射線主査	がん・生活習慣病センター診療放射線主査

に、

「中央病院臨床検査専門員」 を

「中央病院臨床検査専門員及びがん・生活習慣病センター臨床検査専門員」 に、

臨床工学技士	中央病院臨床工学技士及びがん・生活習慣病センター臨床工学技士
--------	--------------------------------

を

臨床工学技士	中央病院臨床工学技士及びがん・生活習慣病センター臨床工学技士
栄養給食主査	中央病院栄養給食主査

に、

診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
---------	-------------

を

診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
主任電気技術員	中央病院主任電気技術員

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程(平成15年3月県病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「医事課」を「医事相談課」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県病院事業管理者 安孫子 昂也

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項第2号口中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

第43条の2第1項中「掲げる率」を「定める率」に改め、同項第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第43条の5第2項中「掲げる時間数を」を「定める時間数を」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号イ中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号口中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号八中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同条に次の1項を加える。

3 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第50条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 管理者は、忌引休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

別表第3その他の項第8号中

「出頭の日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合にはこれに要する往復日数を加算するものとする。」

を

「必要と認められる期間」

に改

め、同項第13号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県病院事業管理者 安孫子 昂也

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程(平成15年3月県病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第37条第4項中「第9条第5項及び第6項」を「第9条第8項及び第9項」に改める。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第1項中

「山形県病院事業局職員に任命する(任期は年月日までとする)(職名)を命ずる(給料表名)級に決定する号給を給する」

を

「
 山形県病院事業局職員に任命する
 (地方公公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号)
 (任期は 年 月 日までとする)
 (職名)を命ずる
 (給料表名) 級に決定する
 号給を給する
 」

に、「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改め、同表第14

項及び第26項中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 4月 1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「とし、技能労務職員のうち地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規程により採用された者にあつては技労規則別表第6の2に掲げる調整基本額」を削る。

第22条第1号中「(管理職手当の支給区分が特1種又は1種に該当する職を占める職員が行うものにあつては、12,000円)」を削る。

附則第6項を削る。

附則第7項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同項を附則第6項とする。

別表第1イ行政職給料表級別標準職務表6級の項中「課長、」を削り、同表7級の項中「本局の困難な業務を所掌する課長」を「県立病院課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 4月 1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「課長等」を「課長」に改め、「又は室長補佐」を削る。

第12条第1項中「薬剤室長、鶴岡病院にあつては薬剤主幹」を「、薬剤室長」に改める。

別表第1人事・服務の項第1項、第2項、第5項から第10項まで、第12項及び第13項中「課長等」を「課長」に改め、同表財務の項第9項中「及び児童手当法附則第6条第1項」を「並びに児童手当法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項」に、「確認及び認定」を「認定及び確認」に改める。

別表第2中 「薬局長専決事項」 を 「薬局長専決事項(鶴岡病院を除く。)」 に改め、同表病院の長専決事項

の欄第4項中「第23条」を「第22条」に、「第25条」を「第24条」に改め、同欄第5項中「第20条」を「第19条」に、「第22条」を「第21条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成19年2月県病院事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「電子証明書」を「電子署名」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。